

金融商品取引業者の解散の公告

当社は、令和七年九月三十日をもって解散することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業に關し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和七年八月二十九日

東京都千代田区神田錦町一丁目一番地

PayPayアセットマネジメント株式会社

代表取締役 明丸 大悟